

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成28年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 処分をした年月日
平成28年3月24日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号
 - (1) 商号
株式会社精工テック
 - (2) 主たる営業所の所在地
高松市小村町115番地1
 - (3) 代表者の氏名
松永 英治
 - (4) 許可番号
香川県知事許可（般一25）第8724号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命ずる。
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業のうち、次のいずれかに該当する建設工事に係るもの
 - ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの
 - イ その建設費について国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）
 - (2) 期間
平成28年4月5日から平成29年4月4日までの1年間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社精工テックの元代表取締役は、同社の代表取締役の在任中に、香川高等専門学校発注工事で便宜を受ける見返りに、同校職員に計55万円を渡したとして、刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による贈賄の罪で、平成27年12月22日に高松地方裁判所から、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。